



要介護1～5の認定を受けている 65歳以上の皆さまとご家族さまへ

障害者控除対象者認定を「存じですか」。

認定基準を満たし、認定を受けた方は、税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除を受けることができます。

控除を受けるには、申請の上、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

1. 認定基準

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受け、次の基準に該当する方が対象です。

状態により障がい者または特別障がい者の区分に分けられ、控除額が異なります。

【障がい者】

・認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaもしくは自立度A1、A2、B1の方

【特別障がい者】

・認知度Ⅲbより重度もしくは自立度B2より重度の方

* 認知度および自立度のランクは介護保険主治医意見書

年金生活者の方へ 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

① 老齢基礎年金を受給しており、次の要件をすべて満たしている方

・65歳以上である

・世帯全員の市町村民税が非課税となっている

・前年の公的年金等収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、次の要件を満たしている方

・前年の所得額が「約472万円＋扶養親族の数×38万円」以下である

■請求手続き

① 現在年金受給中で新たに年金生活者支援給付金を受け取りたいだけの方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内

「みよたメール配信サービス」
登録2次元コード
詳しくは「暮らしのカレンダー（裏表紙）」をご覧ください。



納期限

12/2 月曜日

11月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 固定資産税（4期分）
- 国民健康保険税（6期分）
- 後期高齢者医療保険料（5期分）
- 介護保険料（5期分）
- 保育料（11月分）
- 町営住宅使用料（11月分）
- 上水道使用料（11月期分）
大口10月使用分
- 下水道使用料（11月期分）
大口10月使用分

未受診の方へ

個別 乳がん検診・子宮頸がん検診・骨密度健診／検診未受診の方へ

町では、乳がん検診（マンモグラフィ）、子宮頸がん検診、骨密度健診の個別検（健）診を実施しています。

本年1月に該当世帯宛に送付した「各種検（健）診申込書」でお申し込みをされていない方は、直接保健福祉課までお

電話でお申し込みください。
問い合わせ先
保健福祉課健康推進係

（32）2554

集団健（検）診を受けましょう

～12月は日曜日に実施します～

今年度の健（検）診はお済みですか。一人でも多くの方が健（検）診を受けられるように、今年も12月に集団健（検）診を実施します。日曜日に実施しますので、ぜひこの機会に受診してください。

日程 12月8日（日）

受付時間

午前8時30分～
（時間差受付）午前中で終了
※時間はお申し込みいただいた方宛てに後日お知らせします。会場での密集を避けるため、必ず時間を守ってお越しくください。

場所

保健センター
（役場庁舎東玄関側）

健（検）診内容・対象者

・特定健診（町国民健康保険に加入している40～74歳）
・基本健診（39歳以下・75歳以上）
・胃がん検診（40歳以上）
・大腸がん検診（40歳以上）

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

（32）2554

近年、生活習慣病の人が増加しています。医療費がかかるだけでなく、場合によっては重い後遺症が残り、働くことや日常生活に支障をきたすこともあります。毎年、健（検）診を受け、健康状態を確認することが、あなた自身の健康を守り、医療費の負担を減らすことにもつながります。

申込締め切り 11月11日（月）

申込方法

保健福祉課健康推進係に電話でお申し込みください。後日、問診票等を送付します。

●（別表）各検診の対象者、料金（自己負担金）

	乳がん検診（マンモグラフィ）	子宮頸がん検診
対象者	40歳以上の女性で、原則今年度偶数年齢になる方	20歳以上の女性で、原則今年度偶数年齢になる方
検診場所・自己負担金（検診受診時に支払い）	【町内】 軽井沢西部総合病院 500円 【町外】 佐久市立国保浅間総合病院 増田医院 ※負担金の違いは委託金額の違いによるものです。	【町内】 軽井沢西部総合病院 【町外】 佐久市立国保浅間総合病院 いまいレディースクリニック 花岡レディースクリニック
	500円	
	※クーポン対象者は無料	
受診間隔	2年に1回	
検診実施期間	令和7年3月31日まで（休診日を除く） ※年度末（2・3月）になると検診が大変立て込みます。できるだけ早い時期に受診するようにお願いします。 ※医療機関の受け入れ状況によって、希望する日に受診できない場合もありますのでご了承ください。	
備考	次にあてはまる方は検診の対象ではありません。 専門医にご相談または受診してください。 ・自覚症状のある方（しこり、乳房分泌、乳房びらんなど） ・乳房の病気で経過観察中の方 ・乳がんの治療、手術をされた方（片側も含む） ・乳房内に異物が入っている方（パースメーカー、シリコン、V-Pシャントなど） ・授乳中の方（断乳後1年以内の方） ・妊娠中または妊娠の可能性のある方 ※詳細についてはお問い合わせください。	次にあてはまる方は検診の対象ではありません。 ・生理中の方 ・子宮の病気で治療中、手術をされた方 ・不正出血などの自覚症状がある方 ・性交渉の経験のない方 ※詳細についてはお問い合わせください。

※令和6年度無料クーポン配布事業対象者（集団・個別検診共通）

乳がん検診	令和6年度 40歳になる方（昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生まれ）
子宮頸がん検診	令和6年度 30歳になる方（平成6年4月1日～平成7年3月31日生まれ）

該当者には、5月下旬に案内を送付しています。詳細は案内をご覧ください。